

令和5年第3回松山市教育委員会臨時会

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(横山事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和5年第3回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に緒方委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

よろしくをお願いします。

資料の1ページから3ページをお願いします。

議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、市内41公民館の館長及び館長補佐は教育委員会が任命します。

令和5年3月31日をもって任期が満了するため、新たに公民館長及び館長補佐を任命するものです。

館長は山下武則さんほか40名で、うち新任が12名、館長補佐は有田和恵さんほか41名で、うち新任が13名になっております。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見もないようですので採決いたします。

議案第5号「公民館長・館長補佐の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第6号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

よろしくをお願いします。

資料4ページから16ページをお願いします。

議案第6号「公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により、教育委員会が委嘱します。

令和5年3月31日で任期の2年が満了するため、委員の後任として、新たに445名の委員を委嘱するものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんで

しょうか。

(一同)  
なし

(教育長)

意見もないようでございますので、採決いたします。

議案第6号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

横江事務局次長から説明を求めます。

(横江次長)

学校教育課の横江でございます。

よろしく申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

今回の一部改正は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴い、通学区域の適正化を図るため、提出するものです。

なお、令和5年度の特別支援学級については、13学級の新設が内定しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)

特に意見等もないようでございますから、採決いたします。

議案第7号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。

徳永学校教育課専任課長から説明を求めます。

(徳永専任課長)

学校教育課専任課長の徳永です。

よろしく申し上げます。

議案書27ページと28ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本件は、松山市奨学生選考委員会委員が令和5年3月31日で任期満了となりますことから、8名の委員のうち、上羽委員、室地委員、井藤委員の3名を再任するとともに、新たに松山市小中学校PTA連合会副会長の島田千鶴氏、新玉地区民生児童委員協議会会長の栗田裕子氏の2名を任命しようとするものです。

また、残りの3名については、現在、関係団体へ推薦を依頼しておりますが、現在ご就任いただいている委員が、3月末で退任や退職予定などと伺っておりますので、それぞれの団体で推薦候補の方が決定した後に、ご推薦をいただき、任命したいと考えています。

任期については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)  
以上で説明は終わりました。  
この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)  
特にご意見等ないようでございますので、採決いたします。

議案第8号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第9号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

二宮文化財課長から説明を求めます。

(二宮課長)  
文化財課二宮でございます。  
どうぞよろしく願いいたします。  
議案第9号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案書30、31ページをお願いします。

本改正は、庚申庵史跡庭園の開園時間及び休園日を規則に明記するものです。

庭園の現在の運営については、まず、開園時間は、通常、午後6時までのところ、11月から翌年2月までの冬の期間は開園時間の変更の規定を適用し、午後5時までとしています。

また、休園日は、通常、水曜日ですが、水曜日が祝日の場合は、臨時休園日の設定の規定を適用し、翌日の木曜日を休園日としています。

改正により、これらの取扱いをはっきり明記いたします。

さらに、今回の改正の機会をとらえ、32ページから34ページにあるとおり、申請書等の押印欄の廃止など、様式の体裁を整えるものでございます。

このように、今回の改正は、従来から行っている取扱いを規則に明記して明確化するものであり、運用の変更や利用者に不利益が生じることはございません。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)  
以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)  
なし

(教育長)  
それでは、特にご意見もないようでございますから、採決いたします。

議案第9号「松山市庚申庵史跡庭園条例施行規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)  
異議なし

(教育長)  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第10号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

二宮文化財課長から説明を求めます。

(二宮課長)  
文化財課でございます。  
よろしくお願いします。

議案第10号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

資料35から37ページをお願いします。

松山市文化財保護審議会ですが、現在の委員が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、松山市文化財保護条例第20条の規定により、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものです。

36ページの表に記載された11名の方は、全員、現在も委員を務めていただいております、次期も引き続き、再任をお願いしたいと考えています。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

特にご意見もないようでございますから、採決いたします。

議案第10号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第11号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

門田子規記念博物館長から説明を求めます。

(門田館長)

子規記念博物館の門田でございます。

よろしくお願ひいたします。

資料の38ページをお願いします。

議案第11号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明します。

今回の改正は、子規記念博物館総館長印を調製し、総館長が教育長と連名で行う賞状に押印できるよう改正を行うものです。

改正理由は、俳句大会の参加者等から、子規や万葉集の研究者として著名な竹田総館長からも表彰してもらいたいとの声があり、教育長との連名にて表彰することが、市民の俳句大会等への参加意欲の向上に資すると思われるためです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

ご意見等ないようでございますから、採決いたします。

議案第11号「松山市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第12号「令和5年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

野口保健体育課長から説明を求めます。

(野口課長)

保健体育課野口でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

40ページをお願いいたします。

議案第12号「令和5年度学校医・学校歯科医・

学校薬剤師の委嘱について」ご説明申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、松山市立の幼稚園と小・中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、医師会等から推薦された方々を年度毎に委嘱しております。

お名前は41ページから43ページの一覧表のとおりでございますが、「学校医」の内科、眼科、耳鼻科、「学校歯科医」、「学校薬剤師」の合計で配置人数581名、実人数は388名となっております。

委嘱の期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、ご意見等ないようでございますから、採決いたします。

議案第12号「令和5年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第13号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

篠原教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(篠原所長)

教育支援センター事務所篠原でございます。

よろしくお願いいたします。

資料45ページをお願いいたします。

議案第13号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的に、市内各地域で巡回活動などを行う松山市青少年育成支援委員の任期が、令和5年3月31日で満了となります。

今回、一般の校区委員について、関係小中学校校長及び公民館長から推薦がありましたので、松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、資料46ページから48ページのとおり、235名の松山市青少年育成支援委員を委嘱するものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

なお、教職員等、その他の支援委員の委嘱につきましては、4月以降に提出させていただきます。

以上で説明は終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

特にご意見等ないようでございますから、採決いたします。

議案第13号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定いたしま

した。

次に、日程第10 報告第2号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料の50ページ、51ページをお願いします。

日程第10 報告第2号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」ご説明申し上げます。

公民館長・館長補佐は、社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号の規定により、教育委員会が任命することとなっております。

今回、堀江公民館石丸泰館長と八坂公民館山崎光貞館長補佐より一身上の都合による辞任願がありました。

また、令和4年10月27日より空席になっておりました堀江公民館長補佐に高橋和子さんが就任されました。

任期は、令和5年3月1日から令和5年3月31日までとなっております。

松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、意見もございませんので、報告第2号「公民館長・館長補佐の退任及び任命について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第11 報告第3号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料52ページ、53ページをお願いします。

日程第11 報告第3号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、浮穴公民館の井門敬三さん、堀江公民館の高橋和子さん、桑原公民館の石丸いつみさんの3名が退任し、桑原公民館の坂田和美さんを新たに委嘱するものです。

任期は、令和5年3月9日から令和5年3月31日までです。

松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項により、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、意見等ないようですので、報告第3号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第12 報告第4号「社会教育委員の退任について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

よろしくお願いいたします。

お手元の資料54ページ、55ページをお願いいたします。

日程第12 報告第4号「社会教育委員の退任について」でございます。

社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員の松山市人権教育推進委員協議会会長の田村昭久さんが去る令和5年2月15日にお亡くなりになりましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定により、教育長の専決により退任の処理をいたしましたので、ご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等ないようでございますので、それでは、報告第4号「社会教育委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第13 報告第5号「松山市青少年育成支援委員の退任について」を議題といたしま

す。

篠原教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(篠原所長)

教育支援センター事務所篠原でございます。

よろしくお願いいたします。

資料56ページをお願いいたします。

報告第5号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ご説明させていただきます。

松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、令和3年4月1日から、教育委員会が委嘱した松山市青少年育成支援委員のうち、校区一般の委員1名が令和5年2月18日にご逝去されたことに伴い、退任しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第5号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第14 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)

生涯学習政策課です。

よろしくお願いいたします。

本日、4月1日付の人事異動の内示がございま

したので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明します。

当日配布資料の13ページをお開きください。

まず、退職及び解派遣者についてですが、1行目の横江茂樹教育委員会事務局次長兼学校教育課長が解派遣となり道後中学校の校長として、杉澤嘉穂教職員担当室長が解派遣となり味生小学校の校長として、それぞれ転任となります。

その下、篠原陽三教育支援センター事務所長が今年度末をもって定年退職となります。

続きまして、資料の2ページにお戻りください。

教育委員会事務局の異動について、まず、副部長級ですが、上から4行目、向山昭彦中央図書館事務所長が昇任し保健福祉部副部長（保健医療担当）兼保健所次長へ、4行下、門田泰敏子規記念博物館長が昇任し産業経済部市場長へ、河野直充議会事務局次長が教育委員会事務局次長へ、大石和可子総務部副部長兼職員厚生課長が教育委員会事務局次長兼子規記念博物館長へ、それぞれ転任となります。

続きまして、課長級になります。

2行下、山内敏裕学習施設課専任課長が技術管理課長へ、茅田宗俊学校教育課主幹が昇任し教職員担当室長へ、栗原英弥都市・交通計画課市駅前広場整備担当課長が学習施設課長へ、門田泰典公営企業局下水浄化センター主幹が昇任し学習施設課専任課長へ、岸洋三監査委員事務局次長が文化財課長へ、千原裕二介護保険課長が教育支援センター事務所長へ、農中英司松山衛生事務組合事務局次長が中央図書館事務所長へ、二宮仁志文化財課長が監査委員事務局次長へ、重見大作学習施設課長が公営企業局上下水道サービス課長へ、それぞれ転任となります。

続きまして、10ページにお進みください。

派遣者についてですが、1行目、高浜小学校の井上和豊校長が派遣となり学校教育課長を務めます。

次に、令和5年度から新設され、教育委員会の事務を執行委任することとなります、子ども家庭部の関係職員の異動についてです。

資料の2ページにお戻りください。

1行目の井出修敏保健福祉部子ども・子育て担当部長が保健福祉部保健医療担当部長へ、宇野哲朗産業経済部長が子ども家庭部長へ、篠森紀子保

健福祉部副部長兼保健所次長が保健福祉部副部長兼子ども家庭部副部長兼保健所次長へ、2行下、八塚健市民部副部長が子ども家庭部副部長兼松山市福祉事務所次長へ、安藤省吾保健福祉部副部長（子ども・子育て担当）兼松山市福祉事務所次長が子ども家庭部副部長兼松山市福祉事務所次長へ、堀内清弘保健福祉部副部長が子ども家庭部副部長兼松山市福祉事務所次長兼子ども総合相談センター事務所長へ、4行下、金森和久保健福祉部副部長（子ども・子育て担当）兼松山市福祉事務所次長兼子ども総合相談センター事務所長が松山衛生事務組合事務局長へ、それぞれ転任となります。

以上、課長級以上の異動についてご説明させていただきましたが、教育委員会事務局全体の人事異動につきましては、お手元の名簿でご確認いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

（教育長）

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見やご質問等はございませんでしょうか。

（一同）

なし

（教育長）

特にご意見等ないようでございます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様方から何かご意見やご質問等ございませんでしょうか。

（一同）

なし

（教育長）

ないようですので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたしました。

これにて令和5年第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

（横山事務局次長）



ご起立をお願いします。  
一同礼。

(一同)

ありがとうございました。